

那 霸 市 公 報

号外第 6 7 2 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那 霸 市 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 等 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (障 害 福 祉 課)	503
那 霸 市 乳 幼 児 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (子 育 て 応 援 課)	504
那 霸 市 母 子 及 び 父 子 家 庭 等 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (子 育 て 応 援 課)	505
那 霸 市 緑 化 セ ン タ ー 条 例 (花 と み ど り 課)	507
那 霸 市 行 政 財 産 使 用 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (環 境 政 策 課)	511
那 霸 市 消 防 団 員 の 定 員 、 任 免 、 報 酬 及 び 服 務 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 本 部 総 務 課)	513
那 霸 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (国 民 健 康 保 険 課)	515
那 霸 市 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 等 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (障 害 福 祉 課)	516
那 霸 市 公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (人 事 課)	517
那 霸 市 立 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (市 立 病 院 医 事 課)	518
那 霸 市 住 民 基 本 台 帳 カ ー ド 利 用 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (情 報 政 策 課)	520
那 霸 市 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 条 例 及 び 那 霸 市 精 神 障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (障 害 福 祉 課)	522

規 則

那覇市緑化センター条例施行規則(花とみどり課)	524
那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課)	529
那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	530

条 例

那覇市条例第41号

平成18年 9 月 25 日

公 布 済

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第3号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第5号ア中「第43条第3項第1号」を「第63条第3項第1号」に改め、同号イ中「第44条の4第1項」を「第88条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

那覇市条例第42号

平成18年 9月25日

公 布 済

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市乳幼児医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同号オ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第4号イ中「、第21条の9」を削り、同号に次のように加える。

エ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項

第2条第5号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号イ及び同条第5号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

那覇市条例第43号

平成18年 9 月 25 日

公 布 済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第6号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号エ中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第7号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第9号ア中「第43条第3項第1号」を「第63条第3項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第7号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

那覇市条例第44号

平成18年 9 月 29 日

那覇市緑化センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市緑化センター条例

那覇市緑化センター条例(平成14年那覇市条例第32号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 緑化の推進又は地域の活性化に資するため、那覇市緑化センター(以下「緑化センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 緑化センターの位置は、那覇市おもろまち3丁目2番1号とする。

(事業)

第3条 緑化センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 緑化の推進に関する事業
- (2) 地域の活性化に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第4条 緑化センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

2 緑化センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用できる者)

第5条 緑化センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に、住所を有する者又は在勤若しくは在学する者
- (2) 緑化に関する事業を行うもの
- (3) その他指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 緑化センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緑化センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第10条 利用者は、緑化センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、緑化センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、緑化センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が緑化センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った緑化センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、緑化センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、緑化センターの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務

- (2) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 緑化センターの維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市緑化センター条例第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の2中「及び末吉公園内の那覇市立森の家みんな」を「、末吉公園内の那覇市立森の家みんな及び新都心公園内の那覇市緑化センター」に改める。

那覇市条例第45号

平成18年 9 月 29 日

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 本市に登録したクリーンエネルギー自動車(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条第8号又は第9号に規定する動力を利用する自動車をいう。)を駐車する目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、第3条の2の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間は、1回につき、最初の2時間までは0円とし、2時間を超える場合は30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例付則第2項のクリーンエネルギー自動車の登録に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第46号

平成18年 9 月 29 日

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、消防団」を「消防団」に、「、市長」を「市長」に、「市長の」を「市長の」に改め、同条第1号中「年令」を削り、「、50歳」を「50歳」に改める。

第17条を第20条とし、第10条から第16条までを3条ずつ繰り下げる。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第8条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条の見出しを「(退職の届出)」に改め、同条中「団員は」の次に「、その意により」を加え、同条を第9条とする。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第9条」を「第12条」に改め、同条を第8条とする。

第4条の次に次の3条を加える。

(団長の任期)

第5条 団長の任期は、2年とする。

2 団長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えることができない。

(定年による退職)

第6条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第7条 団員の定年は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

(1) 団長 70歳

(2) 副団長 68歳

(3) 前2号以外の団員 66歳

別表中「別表」を「別表(第18条関係)」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に任命された消防団長の任期は、改正後の那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日の前日に在職する消防団員(消防団長及び副団長を除く。)で、この条例の施行の日において66歳を超えるものの定年は、新条例第7条第3号の規定にかかわらず、70歳とする。

那覇市条例第47号

平成18年 9 月 29 日

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金から適用する。

那覇市条例第48号

平成18年 9月29日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 医療費の一部負担金の額(ただし、入院時食事療養費については、その一部負担金の額の2分の1の額)
- (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療及び老人保健法の規定による医療に係る自己負担額

付 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第49号

平成18年 9月29日

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第10条中「又は有限会社」、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第50号

平成18年 9 月 29 日

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例(平成14年那覇市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「点数表等」という。)により算定した額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第51号

平成18年 9 月 29 日

那覇市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(利用目的)

第2条 住基カードを利用する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。

- (1) 自動交付機又は証明書簡易申請機を利用して、住民票の写し、印鑑登録の証明その他規則で定める証明書の交付を受けるサービス
- (2) 図書その他の図書館資料の貸出しを受けるサービス

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市住民基本台帳カード利用条例第2条第2号の図書その他の図書館資料の貸出しを受けるサービスの提供その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第52号

平成18年 9月29日

那覇市障害者福祉センター条例及び那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉センター条例及び那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

(那覇市障害者福祉センター条例の一部改正)

第1条 那覇市障害者福祉センター条例(平成17年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第4号の事業
第3条第3号を次のように改める。

(3) 障害者に対する機能訓練事業

第4条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条第1号中「利用者」を「利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

(那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正)

第2条 那覇市精神障害者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、那覇市精神障害者地域生活支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号及び第4号の
事業

付 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第51号

平成18年 9 月 29 日

那覇市緑化センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市緑化センター条例施行規則

那覇市緑化センター条例施行規則(平成14年那覇市規則第43号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により那覇市緑化センター(以下「緑化センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第13条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第4条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市緑化センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び
収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の緑化センターの管理に係る
事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市緑化センター指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市緑化センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第6条 指定管理者は、本市と緑化センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市緑化センター条例第13条第2項の規定により、那覇市緑化センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第5条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市緑化センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市緑化センターの指定管理者の指定については、那覇市緑化センター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第5条関係)

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市緑化センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市緑化センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第52号

平成18年 9月29日

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第15号様式中「国保世帯主、分娩者名義」を「国保世帯主、分娩者又は分娩者の夫の名義」に、「30万円」を「35万円」に改める。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

那覇市規則第53号

平成18年 9月29日

那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市障害者福祉センター条例施行規則(平成17年那覇市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第4号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第4条中「第14条第3項」を「第13条第3項」に改める。

第5条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第1号様式中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第2号様式中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。